

番号	該当箇所	質問	回答
1	パブリックコメント 44番	協議会構成員の有識者への接触について、R2パブコメ#44では以下の回答があるが、R3でも同様に「協議会構成員の有識者への接触は可能」という理解でよいか。 R2パブコメ#44「大学関係者が協議会構成員の有識者(すなわち、協議会運営規程の中で個人名が記載されている有識者)を指している場合、接触禁止の対象ではございませんが、公募による事業者選定手続の公平性・透明性及び競争性を阻害する態様にならないよう留意ください。」	ご質問いただいた協議会構成員の有識者(すなわち、協議会運営規程の中で個人名が記載されている有識者)については、第2ラウンド公募と同様、接触禁止の対象ではございませんが、公募による事業者選定手続の公平性・透明性及び競争性を阻害する態様にならないよう留意ください。
2	パブリックコメント 564番	仮に海洋土木工事の施工を担当する企業を1社に定め、その企業が倒産するリスクに備えてバックアップ企業を記載する場合においては、そのバックアップ企業分の「実績を証する書類」は提出不要、という理解で正しいか？	公募時点では、海洋土木工事の役割を主に担う者の実績についてのみ、根拠資料を提出ください。他方、選定後に計画の変更を行う際に、評価が下がらないことの確認のために、実績を有する根拠資料の提出が必要になります。
3	パブリックコメント 209番	系統用蓄電池事業を提案する場合、別紙15や16の経済波及効果の中でも評価されると考えて間違いではないでしょうか。具体的には、経済波及効果の内、特に算定ツールが指定されている産業連関分析について、設置にかかる費用は建設投資/設備投資、売電収益は生産増加の項目で算入できると理解して正しいでしょうか。	発電事業と紐付くものであり、かつ具体性・実現可能性示されていれば経済波及効果に含めることが可能です。産業連関分析ファイルにおいては、用語定義を確認の上で適切な欄に計上ください。
4	記載要領及び様式集 様式3-1-4	2024年1月19日に公表されたパブリックコメント#87において、株主間協定については「内容を正確に把握するために契約書形式(全文)で提出されることが望ましい」と回答されているが、かかる契約書についてはドラフトで足りるのか、構成員による署名まで必要なかをご教示頂きたい。	提出いただく根拠資料は確からしさが示されていることが重要です。署名がないことのみをもって当該根拠資料がただちに評価対象外になることはありませんが、全構成員から同意を得ていることの確からしさの証明として、署名も一つの手段だと考えられます。
5	記載要領及び様式集 様式3-1-14	海底送電線・通信ケーブルについては海洋汚染等防止法上の海洋施設に該当しないため残置は不可とする記載がある一方で、そのほかの構造物については記載がない。 洗掘防止工に関して、現時点での撤去計画においては「海洋施設」に該当するとし、残置については事業者判断によるものであると理解してよいか確認頂きたい。	一般論としては、洗掘防止工はそれ自体海洋施設ではなく、また、海洋施設に固着していないのであれば当該海洋施設の一部とはいえないものと考えますが、具体的な事例での当てはめは個別的に判断されるものと考えます。
6	記載要領及び様式集 様式3-1-5	「発電事業の運営(O&M)」のEPC等を担う企業を「風車のO&M」と「基礎・海底ケーブル等のO&M」とに役割を分ける場合、「基礎・海底ケーブル等のO&M」のEPCを担う企業に関して、洋上風力ではなくとも類似する事業の実績を記載することで事業実施体制・事業実施実績の評価区分「最低限必要なレベル」②で求められる「適切な実績」の要件を満たしていると評価されることを確認頂きたい。 特に風車基礎のO&Mに関して、鋼管製の有脚式海洋構造物の基礎部は着床式洋上風力におけるモノパイル・ジャケット基礎と類似しており、また実際の維持管理においても同等の作業内容が見込まれる。 この観点から、国内外における海洋構造物基礎部のO&M実績が「基礎のO&Mを担う企業(EPC)」の実績として適切であると評価頂ける旨を確認頂きたい。	第2ラウンド公募と同様、「発電事業の運営(O&M)」の役割を細分化する場合、海底ケーブル(海底送電線及び通信ケーブル)の維持管理に係る実績については、洋上風力発電事業に限らず親和性のある事業であれば他事業の実績も認められます。他方、基礎の維持管理については、洋上風力発電事業の実績でないと「適切な実績」とは認められません。
7	公募占用指針 第6章 3. ix)	左記箇所に記載の「公募参加者が地耐力等の構造上の利用可能性を検討した書類」について、同日公表の公募占用指針(案)パブコメNo.246及びNo.780の回答から、「利用用途に応じて適切な検討がなされ、将来的な整備を見越した計画を示せば評価される」と理解しますが、相違ないでしょうか。 加えて、「適切な検討」には地耐力の検討が必要と理解しますが、当該用地を管理する港湾管理者から「地耐力の情報は無く、事業者で調査すること」と回答され、さらに公募書類提出に向けて用意が難しい場合においても、地耐力を示す必要がありますでしょうか。 もし必要な場合、当該用地の近傍データから推測される地耐力を用いて検討した結果を用いて整備計画を示した場合であっても評価されるのでしょうか。	1点目につきましては、「将来的な整備」の確約が得られる資料についてご示しいただく必要があると考えております。 2点目につきましては、いずれの用途に利用するのか明らかではございませんが、前提として、用途に応じて適切に検討がなされているかを確認するもので、必ずしも地耐力の検討が必要というものではございません。ご示し頂いた場合について個別具体的な回答は差し控えますが、各公募者において、公募占用計画作成時点で得られる情報から、最善の検討がなされるものと考えております。
8	記載要領及び様式集 様式3-2-3	本様式は、当該様式に記載の事項について、コンソーシアムとして参加する場合にコンソーシアム構成員から代表企業へ委任する場合の様式であり、SPCとして公募に参画する場合、各SPC構成員による当該様式の提出は不要と理解してよいでしょうか。	様式3-1-2の添付書類に記載しておりますとおり、委任状はコンソーシアムの場合のみとなりますので、ご理解のとおりSPC参加の場合は不要です。

番号	該当箇所	質問	回答
9	様式集 様式3-2-8	SPC各構成員からの【様式3-2-3】委任状の提出は不要であるので、SPC各構成員による押印がある書類は【様式3-2-8】宣誓書のみと理解しております。 【様式3-2-8】は、様式集第1.4.書式等に記載の「押印のみ(印鑑証明書の添付不要)の様式」にあたりますでしょうか。 その場合、SPC各構成員からの印鑑証明書の提出は不要と理解してよろしいでしょうか。	様式3-2-8についても印鑑証明書の提出は必要になります。 ただし、様式3-2-8に記載のとおり、代表企業における代表者氏名及び印鑑は様式3-2-2の添付として提出済みの印鑑証明書と一致するものとしてください。
10	公募占用指針 第5章(2)2)ii)	法人登記事項証明書及び役員名簿について、仮に法人登記事項証明書が公募占用計画提出前に完了し登記日が7/19より前になってしまったが、役員名簿の更新が間に合わなかった場合、(その時点では最新の情報であると)古い方の法人登記事項証明書と役員名簿を提出し、後で差し替えることは可能でしょうか。	役員名簿は、公募占用計画提出時点で最新のものを提出ください。法人登記事項証明書の登記完了前でも役員名簿の内容は最新版を作成可能だと考えます。 法人登記事項証明書については、公募占用計画提出時点で最新版が用意できない場合は、その旨を公募占用計画提出時に事務局へ連絡し、登記終了次第、事務局へ再提出してください。
11	公募占用指針 第5章(2)2)ii)	2024年4月10日公表のパブコメ回答19番において、「事業報告書を作成していない場合は作成していないことを示す文書を提出願います。」と回答いただいている。 SPC(合同会社の場合)においては会社法上、事業報告書・附属明細書の作成が義務付けられていないことから作成しておらず、その旨を記載し文書としてそれぞれ(事業報告書分、附属明細書分)提出すればよいという理解でよいか。	ご理解のとおりです。
12	様式集 様式3-1-7	促進区域と港湾区域のみに海底送電線等を設置する場合、『促進区域の指定がなされていない一般海域における海底送電線等の設置』は『無』として良いか。	促進区域と港湾区域の接続部分が一般海域でない場合はご理解のとおりです。その接続箇所が存在しないかどうかについては、各事業者でご確認ください。
13	様式集 様式3-1-7	指針シナリオの「環境規制」には騒音・振動等の「社会制約要因」も含まれるのか。	「環境規制」は、主に環境影響評価に伴う規制を想定しています。したがって、騒音や振動が環境影響評価の項目として選定される場合は、公募占用指針で示す「環境規制への対応から発電所レイアウトを修正する等、入札時点で想定していた設計が変更される場合のリスク」の検討においても考慮ください。
14	記載要領及び様式集 第1.4.	「文字の大きさは原則10.5ポイント程度とする」とあるため基本は10.5ポイントで記載するが、これでは若干収まらない場合には、フォントサイズを小さく記載することを考えている。 「程度」とあるが、想定している範囲はあるのか。	本文の文字は可能な限り10.5ポイントにしてください。図表内の文字については、フォントサイズが小さくなることは許容されます。
15	SPC財務三表等フォーマット	SPC財務三表等フォーマットのひな形は(1)損益計算書(2)キャッシュフロー計算書(3)貸借対照表(4)その他指標の4項目で構成されており、それらの全てにおいて、各事業年度は3月末までの1年間を前提とする記載がされております。その場合、実際のSPCの事業年度が1月～12月までとなる場合でも、(1)(2)(4)については4月～3月まで、(3)については3月末時点の数値を記載するという理解で合っておりますでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	SPC財務三表等フォーマット	(1)～(4)のそれぞれにおいて、事業フェーズの横に「※計画に応じて適宜修正ください」と記載されておりますが、これは事業フェーズの記載のみに係っている注意書きになるのでしょうか、それともそれぞれの計算書類全体に係っている注意書きになるのでしょうか。 また、上記のいずれの場合においても、修正の仕方にルールはありますか。 (例えば事業フェーズのみに係っている場合であれば、現状のひな形に記載されている「各種調査等」「施工」「運転」「撤去」の4種類の文言しか使用してはいけないとか、全体に係っている場合は項目の新規追加は可能だが既存項目の削除や名称の変更は不可など)	前段について、「※計画に応じて適宜修正ください」の注釈は「事業フェーズ」にのみかかっていますが、一体不可分な「事業年度」についても、運転開始年度に応じて適宜修正ください。整理すると、編集可能なのは「各財務諸表や指標で数値記入すべき欄(数式記入欄は編集不可)」「年度(削除のみを想定)」「事業フェーズ」「事業年度」の欄のみで、上記以外の欄は編集不可です。 後段について、明確なルールはございませんが、分かりやすさの観点から、「各種調査等」「施工」「運転」「撤去」の4種類の文言のみを使用することを推奨します。なお、同じ年度で複数のフェーズが発生する場合は、次の例を参考に記載ください。 例:「施工・運転」「施工/運転」
17	SPC財務三表等フォーマット	事業フェーズは現状のひな形ですと「各種調査等」「施工」「運転」「撤去」の4種類が記載されておりますが、例えば同じ年度の中で「施工」と「運転」を行う場合(フェーズの移行が発生する場合は、どのように記載すればよろしいでしょうか。 (施工・運転などで良いのでしょうか)	同じ年度で複数のフェーズが発生する場合は、次の例を参考に記載ください。 例:「施工・運転」「施工/運転」
18	公募占用指針 第5章(2)2)ii)	添付書類の中の「事業報告書等」につきまして、「貸借対照表及び損益計算書、附属明細書」はSPC構成員の連結計算書類と単体計算書類のどちらを提出すればよろしいでしょうか。	基本的には連結計算書類を提出ください。

番号	該当箇所	質問	回答
19	公募占用指針 第5章(2) 2) ii)	<p>計算書類につきまして、基本的には単体ではなく連結計算書類の提出が必要とのことでしたが、会社計算規則の第六十一条で定める連結計算書類は以下イ～ニの4つであり、付属明細書は含まれておりません。</p> <p>イ 連結貸借対照表 ロ 連結損益計算書 ハ 連結株主資本等変動計算書 ニ 連結注記表</p> <p>公募占用指針上では、付属明細書の提出も求められておりますので、連結計算書類と個別計算書類(付属明細書含む)の両方の提出が必要になるとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>計算書類に係る附属明細書については、連結計算書類を作成し、かつ連結附属明細書を作成している場合は連結附属明細書を提出ください。連結附属明細書を作成していない場合は、個別計算書類の附属明細書を提出ください。</p>
20	公募占用指針 第8章(3) ix)、x)	<p>地域・国内経済波及効果の「ミドルランナー」までの評価の考え方に記載のある「確からしさ」の観点についてお伺いします。添付資料の証憑からは別紙に記載された金額を直接的には算出できないものの、補足的な証憑があることで根拠が説明及び計算可能な金額については「確からしい」と評価され得るでしょうか。(例:添付資料の証憑には単年度の見積書しかないが、見積書の金額が事業期間にわたって発生する見込みであることがメール等の別の添付資料で示されていれば、事業期間にわたって波及効果が発生することが「確からしい」と評価され得るか)</p>	<p>経済波及効果の確からしさを示す根拠資料は、見積書のみには限りません。どの添付資料が根拠資料に当たるかを明確にお示しください。</p>
21	記載要領及び様式集	<p>役員名簿には役員の性別と住所の記載があるが、昨今、性別については性別欄の廃止等で見直されていること、また住所については個人情報保護の観点から安易に提示すべきではないことを踏まえ、役員とはいえ性別や住所の記載を求めることは適切ではないと考えますが、記載は必須でしょうか。またその場合、住所は会社住所を記載することでも差し支えないでしょうか。</p>	<p>様式3-2-2の役員名簿作成様式の事項は、公募占用指針(別添4)に記載の公募参加資格を満たしているかを確認するために提出を求めているものであり、記載は必須です。また、会社住所ではなく個人の住所を記載ください。</p>
22	公募占用指針 記載要領及び様式集	<p>別紙5、別紙8、別紙9等におけるスケジュール表(全体スケジュール・全体工程表等)については、読みやすさの観点からA3利用を許容いただきたい。その場合、ページ数は、A3=1頁としてカウントして問題ないでしょうか。</p>	<p>公募占用計画に頁数制限を設けている趣旨を踏まえ、公募占用計画はA4サイズで作成ください。</p>
23	記載要領及び様式集	<p>コンソーシアム構成員各社にて現金納付及び保証状で納付した場合、様式3-2-5に関して納付の方法・日付をどのように記載すべきがご教示いただけますでしょうか。1書類内で様式の表を複製して、その表ごとに各社の納付の方法・日付を記載するという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおり、同一書類内で複数の表を作成し各々に各社の納付方法・日付を記載ください。</p>
24	記載要領及び様式集	<p>SPCの各構成員が第1次保証金の保証状を各自で調達する場合、保証金の総額が公募で求められる金額を満たしていれば、例えば、構成員Aが複数の銀行から保証状を調達することも可能でしょうか？</p>	<p>複数枚提出した合計額が第1次保証金を満たす額であれば問題ございません。</p>
25	SPC財務三表等フォーマット	<p>5月9日に新たに掲載されたSPC財務三表等フォーマット(令和6年5月9日差替版)(Excel形式)について、現行ファイルであれば、三表の数字は四捨五入ができなく、LLCRのセルは小数点後を表記できない状況になっているが、セルのフォーマットを変えることが可能かについて、ご確認及びご更新頂きたい。</p>	<p>分かりやすさの観点から、小数点以下も表示されるよう設定を変更したExcelファイルをHPに掲載します。他方、セル自体には小数点以下を含めた正確な数値の記入ができますので、以前のバージョンを使用いただいても構いません。</p>
26	公募占用指針 第8章(3) v)、vi)	<p>「運転開始以降の事業計画」や「電力安定供給」に関し、メンテナンス内製化を見据えた具体的な雇用計画を示した事業者がトップランナー評価とされた第2ラウンド公募結果の講評にあるが、風車メーカーが維持管理を担う計画よりも、発電事業者が自ら風車メンテナンスの内製化に取り組んだ方が、公募評価上は優位に評価されるという理解で良いか。</p>	<p>「トップランナー」基準の考え方を確認する質問ですので回答は差し控えます。なお、本論点については、誤解いただくことが多い可能性があるため補足しますが、「運転開始以降の事業計画」や「電力安定供給」の項目において、発電事業者による風車メンテナンスの内製化が計画されるからといって、そのことのみをもって高い評価が得られる訳ではありません。あくまで、各評価の考え方にに基づき、人材育成や雇用機会創出、風車部品の国内製造・調達等に関して、具体的かつ効果の高い取組が、根拠資料とともに示されていることが重要です。</p>

番号	該当箇所	質問	回答
27	産業連関分析ファイル(山形県)	「(入力用)総括表」及び「計算結果」シート <p>様式集には「なお、地域経済波及効果については、対象となる促進区域に応じて、各県の産業連関表を基に国で作成した「産業連関分析ファイル(青森県)」又は「産業連関分析ファイル(山形県)」を用いること。」とありますが、「計算結果」シートで算定結果が表示されるのは、数式を確認すると「建設」にかかる分のみとなっています。</p> <p>公募図書に記載すべき産業連関分析の結果は、「計算結果」シートの「4.分析結果」ではなく、「(入力用)総括表」シート下段(117行目以下)の4つの表(総計、建設投資、設備投資、生産増加)なのでしょうか。</p> <p>理解が正しい場合は、総計の表のみに限らず、「建設投資」「設備投資」「生産増加」の別で示す必要があるか(4つの表すべてを示す必要があるか)についてもご教示ください。</p> <p>産業連関分析の結果として、公募占用計画に記すことを想定されている算定結果の「形式」及び「対象」についての確認になります。</p>	産業連関分析ファイルを使用して算出した波及効果については、「地域経済波及効果」の各評価区分に対応する適切な数値を別紙本体に記載ください。なお、最低限、「総計」は記載いただくことを想定しています。
28	産業連関分析ファイル(山形県)	「(入力用)総括表」シート <p>国の産業連関分析ファイルとは異なり、建設投資の分類が「建築」と「建設」に分かれておらず、「建築」「建設補修」「公共事業」「その他の土木建設」となっています。</p> <p>パブコメ#345では「問Q) 洋上風力施設(海上・陸上施設)の建設は基本的に「建設投資」の「公共事業」にはあらず、陸上に建物を建設する場合を除き(この場合は「建築」に相当)、全て「その他の土木建設」に投入することになるという理解でよろしいでしょうか。」に対して、「答)ご理解のとおりです」とされていました。</p> <p>国の分類の「電力施設建設」や「電気通信施設建設」は「その他の土木建設」に含まれるという理解で正しいでしょうか。</p>	「部門分類表」シートに定義・例示が記載されているので、当該記載に従って、適切な数値を計上ください。山形の産業連関分析ファイルにおいては、「その他の土木建設」には、「発・送・配電施設に関する構築物」や「電気通信線路に関する構築物」が含まれます。
29	産業連関分析ファイル(山形県)	「(入力用)総括表」シート <p>発電所内への蓄電池の設置や系統用蓄電池を設置した場合の工事費を計上すべき分類は「その他の土木建設」で間違いはないでしょうか？</p>	ご理解のとおりです。
30	記載要領及び様式集	様式3-2-8 <p>他の公募参加者との間で情報遮断を行う体制が適切に構築されていることが分かる証憑書類について、「情報管理に係る社内規定等(様式自由)」とあるため、本公募のみに対する情報遮断方針に限らず、会社としての情報セキュリティ管理規程を添付する理解で宜しいかについて確認したい。</p>	宣誓書の添付書類として求めている証憑書類は、参加する公募において情報遮断を行う体制が適切に構築されていることが分かる資料が望ましいです。他方、参加する公募を対象にした資料の提出が困難な場合には、当該公募にも適用される社内規定の提出で代替することも可能です。
31	記載要領及び様式集	4(1)② <p>「個社毎の純資産(過去3ヵ年分)」に関し提出を予定している会社(コンソーシアム構成員の究極親会社)は2024年3月期の決算を2024年5月22日に前置き(Preliminary)という形で発表した。例年、同社が最終化した決算を当局に申請するのは7月中旬であり、公募書類の提出までに最終化が行われない可能性や、あるいは最終の数字が前置きの数字から置き換わった場合、公募書類提出スケジュールに鑑みると数字の差し替えが間に合わない可能性がある。</p> <p>ラウンド1のパブリックコメント247番の通り提出が求められているのは「公募占用計画提出時点で提出可能な直近過去3年分」と理解しているが、①公募提出時点で最終化されていない(最終数値が発表されていない)場合は提出可能でないと考えるかどうか、②「最終化が公募提出直前となり、(社内手続き上などの関係で)現実的に間に合わない」という場合も提出可能でないと考えるかどうか。</p> <p>つまり、①②のケース(特に②のケースにおいても)において提出するのは2021年3月期、2022年3月期及び2023年3月期の数字でよいかどうかをご確認いただきたい。</p>	これまでの公募と同様、決算時期は各会社ごとに異なるため、公募占用計画提出時点で提出可能な直近過去3年分を提出ください。お尋ねの「前置き」の数値は、確定していないものと考えられるため、当該年度の資料は提出可能な状態ではないと考えます。
32	記載要領及び様式集	4(1)①② <p>R2意見募集の結果967番において「SPC構成員の親会社の長期信用格付けを提出ください。」、また631番で「出資比率が軽微な場合は格付けの提出は不要ですが、例えば1/2を超える場合は格付けを提出ください。」とある。</p> <p>コンソーシアム構成員の一家が、A社が80%、B社が20%の持分・議決権を保有する入札用のSPCであり、当該SPCの事業資金が議決権に比例して拠出されることとなっている場合、提出する親会社の長期信用格付け及び純資産(過去3ヵ年分)はAのもので事足りるかどうか、あるいは残りの20%の持分・議決権を有するBのものも合わせて提出が必要か、ご教示・ご確認いただきたい。</p>	SPCの資金調達能力を確認するため、SPCすべての構成員の長期信用格付けを提出ください。つまり、お尋ねのケースでは、持分・議決権を80%有するA社、20%を有するB社、両方の提出が必要です。

番号	該当箇所	質問	回答	
33	公募占用指針 第5章(2) 2) ii)	<p>SPCの各構成企業役員名簿の提出にあたり、「生年月日」「住所」を含む情報を記載する必要があると理解しており、先般公表されましたR3追加質問#21でも役員の個人情報の記載が改めて強調されていると理解しています。一方、当SPCの構成企業の内1社(弊社)は英国法人で、上記2点に関するすべての情報の提供が難しい状況で、記載を行わなくて問題が無いか確認させていただきたく。</p> <p>提供が難しい情報 生年月日:生年月日の内「日」。個人情報保護の観点から。 住所:個人住所、個人情報保護の観点から。 補足:英国においては登記についても、上記の通り生年月日については「年と月」のみ、個人の住所についても登録されない形となっております。</p> <p>R2公募時には英国法人で上記2点記載不要というご回答を頂き、対応をしておりましたが、R2での運用が必ずしも適用されるものでもないかと存じますので、再度確認させていただきたく幸いです。</p>	第2ラウンド公募と同様、外国法人については、ご指摘のような提供が困難な情報は、本公募での提供は不要です。	
34	記載要領及び様式集 様式3-1-6	<p>様式3-1-6に「LLCRの計算基準日は運転開始日とすること」、2024年1月19日パブコメ519番に「事業者間の計画の比較の観点から、本公募では、株主ローンや株主劣後ローンは、LLCRの「借入元本」に含めて計算ください。除外できるのは、消費税ローン及びEBLとなります。」とあります。返済期日を運転開始日から1年後とするEBLを調達し、EBL返済日に株主ローンを実行して返済する場合、株主ローンは運転開始日時において実行されていないため、LLCRの借入元本に株主ローンの金額含める必要はないという理解でよろしいでしょうか？ 運転開始日以降に実行する株主ローンについても、LLCRの借入元本に含めて計算する必要がありますでしょうか？</p>	債券による資金調達を計画する場合、債券元本もLLCR計算上の「借入元本」に含める必要があります。	
35	公募占用指針 第5章(2) 2) ii)	事業報告書等として附属明細書を提出する際、「事業報告」または「計算書類」のどちらに係る附属明細書を提出する必要がありますでしょうか。	事業報告及び計算書類の双方の附属明細書を提出ください。	
36	産業連関分析ファイル(青森県)	<p>産業連関分析ファイル(青森県)の「(入力用)総括表」のセル L:53(生産誘発額・直接効果)が参照しているセルは、同シート L47 であるが、そのセルが合計している産業部門別のセル(L列)が参照しているセルは、シート「経済波及効果(建設)」のE列、シート「①b-40(設備)」のD列、シート「①b-40(生産)」のD列である。</p> <p>このうち建設は直接効果(需要増加額×自給率)のセルを参照しているが、設備と生産は需要増加額を参照しているように思える。本来は、どちらもD列ではなくH列ではないか。</p> <p>なお、上記の考え(設備、生産における直接効果のセルがH列であること)が正しい場合は、事業者側で正しいセルを参照し別紙を作成することとしたいがそれでよろしいか。</p>	H列を参照した場合、実態と乖離した経済波及効果が算出される可能性があるためD列を参照しています。公募参加者間で計算式による差異が生じないようにするために、産業連関分析ファイルの関数等の変更は認められません。	
37	産業連関分析ファイル(山形県)	「(入力用)総括表」シート	産業連関分析ファイルの「建設投資」「設備投資」に記載する新規投資に関して、本事業も含めた複数事業のための新規投資の計上は認められるのでしょうか。	他事業と関係する新規投資についても、本公募事業とも紐付くものであれば、経済波及効果として計上することは可能です。
38	公募占用指針 第5章(2) 2) ii)	SPC構成員のうちの1社の直近決算について公募占用計画提出時点で監査が完了しないことが予想されます。公募上、財務証憑等について、監査済みであることが要件とはなっていないと認識しているため、①資格審査書類に添付する「直近3年間の財務諸表」および②別紙3に添付する「直近3年間の純資産推移」は当該監査完了前の資料及び数値で提出及び作成することで差支えないでしょうか。	公募占用計画提出時点で提出可能な直近過去3年分の資料(監査完了済みのもの)を御提出ください。ただし、それに加え、監査完了前の資料及び数値による最新の財務諸表等を参考として御提出いただくことは妨げません。	
39	記載要領及び様式集 様式3-2-7	別紙3では金融庁長官に登録された格付業者「以外」の信用格付を有する金融機関からのLOIも添付する予定ですが、同LOIを様式3-2-7にも添付した場合、失格要件には当たらないと考えてよろしいでしょうか？もし失格に該当するのであれば、様式3-2-7には金融庁長官に登録された格付業者の信用格付を有する金融機関のLOIのみを添付し、別紙3には登録業者の格付け有無にかかわらずLOIを添付しようと思っておりますが、問題ありませんでしょうか。	<p>金融庁長官に登録された格付業者以外の信用格付を有する金融機関のLOIを様式3-2-7に添付しても失格とはなりません。</p> <p>他方で、公募占用指針(別添4)公募参加資格2(3)において「金融機関が、関心表明を提出する時点で、金融庁長官に登録された格付業者による長期信用格付A-又はA3以上であることを要する。」の要件を付しており、この要件に該当しない金融機関のLOI等は審査対象となりませんので、添付は不要です。</p> <p>なお、前述の要件に該当しない金融機関のLOIを別紙3の添付資料として提出いただくことを止めるものではございません。</p>	

番号	該当箇所	質問	回答
40	パブリックコメント 760番	「保証状以外の印鑑証明には3か月以内の縛りがないという理解でよろしいか。」という質問に対し、「関心表明書等に添付する印鑑証明書についても、保証状に求める印鑑証明と同様に、押印日前「3か月以内」に発行されたものである必要があります。」と示されております。 上記「押印日前」とは、関心表明書等における押印日付より3か月前以内であれば公募要件上問題ないという理解でよろしいでしょうか。(例:6月15日に押印された関心表明書に対し、3月31日に発行された印鑑証明書を添付する場合は問題ない等)	ご理解のとおりです。
41	公募占用指針 第5章(3) 1)	保証金納付を現金によって行う場合、日本銀行へ円以外で納めることは可能か。	不可です。日本円で納付ください。
42	公募占用指針 第5章(2) 1)	i) 提出期限 持参の場合: 令和6年7月 19 日(金)17 時 00 分 ※ 土日祝を除く平日の 10 時 00 分～17 時 00 分に持参すること 送付の場合: 令和6年7月 19 日(金)17 時 00 分(必着) ii) 提出先 第 10 章(5)「担当部局」記載の国土交通省の担当部局 とありますが、前日(7月18日)までに提出する場合にも17時まで受け付け可能という認識で合っておりますでしょうか。 また、持参する際に事前のご連絡などの必要がございましたら、ご教示いただけますでしょうか。	ご理解のとおり、前日までに提出する場合につきましても17時まで受付可能です。 持参いただく場合につきましては、事前の入館登録が必要になりますので、遅くとも提出希望日の前日までに事務局メールアドレスまで連絡ください。
43	公募占用指針 第5章(2) 2)	原本で提出が必要な書類につきまして以下と認識しておりますが、念のため相違ないか確認させていただきます。 原本提出が必要な書類 ・様式3-2-2公募参加申込書 ・公募参加書の法人登記事項証明書 ・公募参加書の印鑑証明書 ・様式3-2-4関心表明書(協力企業)とその印鑑証明書 ・様式3-2-8宣誓書 ・様式4-2保証状 ・保証人の印鑑証明書 ・保証人の登記事項証明書(代表者事項証明書)	概ねご理解のとおりです。 なお、コンソーシアムで公募に参加する場合につきましては、列挙いただいた書類に加え代表企業以外の構成員が作成する【様式3-2-3】委任状についても原本の提出が必要になります。
44	記載要領及び様式集 第1. 3.	(1)【様式3-1-1】や【様式3-2-1】(いずれも表紙)に記載する応募企業名も読替対象と理解して差支えないでしょうか?それとも正式な企業名を記載し、副本では墨消したものを提出すべきでしょうか? (2)【様式3-1-2公募占用計画】では事業者名・住所・代表者・役員・担当者等を記載することとなっております。本様式においても企業名・代表者・役員・担当者等の氏名は全て読替対象が必要と理解して差支えないでしょうか?また、住所や電話番号等の企業名・氏名に該当しない項目は読替不要であり、具体的内容(例えば住所・電話番号等)は副本上もそのまま記載可能と理解して差支えないでしょうか? (3)上記(2)の企業名や役員の氏名が読替対象の場合、添付資料である「役員名簿」における取り扱いを確認させてください。当該「役員名簿」は添付資料のため該当部分(企業名・氏名)を墨消しするのみで問題ございませんでしょうか?それとも【様式3-1-2公募占用計画】と合わせるべく企業名や役員名簿も【様式3-1-2公募占用計画】同様に読替対応したものをご提出すべきでしょうか? (4)上記以外の添付資料(例えば様式3-2-4～様式3-2-7および同様式の添付資料)については企業名・氏名に該当する部分のみを墨消してご提出するものであり、読替対応は不要と理解しておりますが、差支えないでしょうか?	(1) どちらの対応も可能です。 (2) 企業名・代表者・役員・担当者等の氏名は全て読替対象が必要です。また、住所や電話番号、ロゴといったようなものについても、企業及び個人が特定可能な情報に当たるため墨消し対応が必要です。 (3) 「役員名簿」は添付資料につき墨消しのみで問題ございません。 (4) 墨消し対応でも読替対応でも可能です。

番号	該当箇所	質問	回答
45	記載要領及び様式集	第1.3. ※上記質問に対する更問 (1)-1 【様式3-1-1】や【様式3-2-1】(いずれも表紙)については読替対応でも墨消対応でもOKと理解しました。本様式はWORDファイルの提出も必要と理解しておりますが、WORDファイル上の墨消はどのように対応すればよろしいでしょうか？正本用CD-RにはWORDファイルとPDFファイル(墨消前)を保存、副本用CD-RについてはPDFファイル(墨消後)のみを保存すればOK(WORDファイルは不要)ということに差支えないでしょうか？「様式集P5(電子媒体提出時のフォルダ構成例)」の記載を拝見する限り、副本用CD-RにもWORDファイルが必要と読めるため確認させていただきます。 (2)-1 【様式3-1-2公募占用計画】についてご質問です。住所や電話番号は墨消対応とのことですので、企業名や個人名についても読替対応ではなく墨消対応で差支えないでしょうか？ (2)-2 上記(1)-1のご質問と同じく、WORD上での墨消対応について対応方法をご指示いただけますと幸いです。(仮に、上記(2)-1で企業名・個人名が墨消対応可の場合、企業名・個人名・住所・個人名毎に対応が異なる場合は項目毎の対応方法をご教示いただけますと幸いです。) (3)-1 役員名簿については墨消対応とのことですが、こちらは様式集102ページにおいてMicrosoft Word 又はMicrosoft Excellにて提出とのご指示と理解しています。上記(1)-1、(2)-2と同様、PDFファイル以外での墨消対応について対応方法をご指示いただけますと幸いです。 (4)-1 別紙1～17を含む全添付書類について、会社名・個人名・ロゴマーク以外の情報も墨消対象でしょうか？添付資料(特に別紙1～17の添付資料)については、例えば住所、電話番号、該当企業が提供するサービス名、部署名、メールアドレス、URL、QRコード等の様々な情報が記載されている可能性があるため、墨消範囲を明確化させていただきたいです。なお、SPC構成員を含む公募参加者、協力企業(EPC等)、それ以外の企業(サプライヤー候補、業務委託先、地域共生策の連携先等)の公募上の企業種別毎に扱いや考え方が異なるのであれば、それぞれの考え方や基準と合わせてご教示いただけますでしょうか。「企業を類推できる記載」の解釈が異なり得るため、ご質問させていただくものです。なお、公募参加者側の判断に任せるというお考えであればその旨ご回答いただければ幸いです。	(1)-1 様式集の表1において、ファイル形式がMS Wordと指定されている様式については、正本及び副本のいずれについてもWordファイルの提出が必要です。詳細は様式集P4 6.提出方法を御覧ください。Wordファイルの墨消は例えば〇〇と記載頂くといった方法や対象箇所のみ空欄とするといった方法などがあると考えております。 (2)-1 問題ございません。 (2)-2 (1)-1のとおりです。 (3)-1 (1)-1のとおりです。 (4)-1 会社名・個人名・ロゴマーク以外の企業を類推できる記載の全てが墨消対象です。なお、墨消対象となる企業につきましては、様式集P3 3. 記載内容の3段落目に記載のとおりです。
46	記載要領及び様式集	第1.3. 「協力企業等」の「等」の範囲についてご教示ください。 いわゆる「協力企業(海洋再生可能エネルギー発電設備の製造、設置、維持管理に関する設計(E)・調達(P)・建設(C)や保守点検等(以下「EPC等」という。))に関して協力を求める企業」以外の事業者について、名前を伏せるべき事業者とそうでない事業者がございますか。 例えば、地域貢献策で支援をいただく事業者等は協力企業、サプライヤー、施工事業者ではないものもありますし、線引きがわからない状況です。 読み替え、墨消をしなくてもよい事業者等について明確化していただきますと幸いです。	「応募企業もしくはコンソーシアム又はSPCの構成員を除く、風車メーカーやアドバイザー等(資金・収支計画の適切性を検討・評価した財務やテクニカルアドバイザー等の専門家、発電量予測を行った第三者機関等に限る。)」に該当する企業名のみを記載し、それ以外の企業名は記載しないでください。
47	記載要領及び様式集	第1.6. 提出するDVDへの盤面プリントを検討していますが、副本の盤面にコンソーシアム名をプリントしても問題ないでしょうか？	副本の盤面にはコンソーシアム名を記載しないでください。